

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年7月10日

【発行者名】 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 皆川 宏

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り
287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子
同 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型
(USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend
Type)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
当初申込期間（平成24年7月17日から同年8月1日まで）
100億アメリカ合衆国ドル（約7,892億円）
継続申込期間（平成24年8月3日から平成25年8月30日まで）
100億アメリカ合衆国ドル（約7,892億円）を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便
宜上、平成24年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対
顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=78.92円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年6月29日に提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

投資先ファンドの主なリスクの概要

(中略)

金利変動リスク

金利変動により、投資先ファンドの純資産総額は変動する。通常、債券の価格は、金利の変動とは反対の方向に変動する。すなわち、金利が下落すれば債券の市場価格は上昇傾向となり、金利が上昇すれば債券の市場価格は下落傾向となる。金利変動の価格変動への影響度合いを「デュレーション＝金利感応度（年で表示）」という指標で表す。デュレーションが大きければ大きいほど金利変動による影響を大きく受ける（前記「2 投資方針 (2)投資対象 投資先ファンドのデュレーション」を参照のこと。）。

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資先ファンドの主なリスクの概要

(中略)

金利変動リスク

金利変動により、投資先ファンドの純資産総額は変動する。通常、債券の価格は、金利の変動とは反対の方向に変動する。すなわち、金利が低下すれば債券の市場価格は上昇傾向となり、金利が上昇すれば債券の市場価格は下落傾向となる。金利変動の価格変動への影響度合いを「デュレーション＝金利感応度（年で表示）」という指標で表す。デュレーションが大きければ大きいほど金利変動による影響を大きく受ける（前記「2 投資方針 (2)投資対象 投資先ファンドのデュレーション」を参照のこと。）。

(後略)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

信託証券の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、詐欺または重過失の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証券に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、()ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは()かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証券に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費(弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。)、判決および和解において支払われる金額(ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。)を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成24年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

信託証券の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、現実の詐欺または重過失の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証券に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、()ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは()かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証券に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費(弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。)、判決および和解において支払われる金額(ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。)を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、現実の詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、投資先ファンドの管理会社としても行為する。

管理会社は、平成24年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

(後略)